

テーマ : 平成 25 年度金融商品取引法改正の概要

主たる改正点

平成 25 年金融商品取引改正は、平成 25 年 6 月 12 日に成立し、交付から 1 年以内に施行されることとなっている。主たる改正点は以下の通り。

- (1) インサイダー取引に対する規制強化
- (2) 金融機関破綻処理の枠組みの整備
- (3) 銀行等の議決権保有規制の見直し
- (4) 投資信託・投資法人規制の見直し
- (5) 投資一任業者等に対する罰則の強化

インサイダー取引規制の強化

- ① インサイダー取引の前提となる情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入
→会社関係者で重要事実を知った者は、当該重要事実の公表前にインサイダー取引によって利益を得させる目的をもって、当該重要事実を伝達し、又は金融商品の取引推奨行為を行ってはならない(金商法 167 条の 2)
- ② 他人の計算による違反行為に対する課徴金の引き上げ
- ③ 投資法人の発行する投資有価証券等にもインサイダー取引規制を導入
- ④ 他方で、重要事実を知っている者と情報受領者間の場外取引の対象除外、公開買付情報を取得してから一定期間経過後のインサイダー取引規制除外等も定められた。

その他の主たる改正点

- (a) 金融機関破綻処理の枠組み整備については、預金保険法等の改正により、金融商品取引業者、保険会社、金融持株会社を含む金融業全体について、破綻処理の枠組みが整備された。なお、破綻処理に要する費用は金融業界の事後負担となる。
- (b) 銀行等の議決権保有規制(5%ルール)については、企業再生、地域経済活性化などの効果がある場合は 5%を超える議決権の取得・保有が認められることとなった。

総括

今般の金商法改正は、実務上直ちに大きな影響があるものではないが、金融機関の破綻処理の枠組み整備については、事後負担のルールの設定、議決権保有規制の緩和については、特に地域金融機関の資本政策への影響など、今後の金融業界への影響が注目される。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.11 は、「偽装請負について」(14L5)の予定(2014/3発行予定)としております。

以上